

旧豊水小学校複合施設消防設備点検業務仕様書

1 実施場所

旧豊水小学校複合施設（別表1のとおり）
札幌市中央区南8条西2丁目5-2

2 対象設備

別表2による

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 業務概要

ア 本業務は、旧豊水小学校複合施設に設置されている消防設備について、消防法第17条の3の3の規定により、機器点検及び総合点検を実施するもので、消防・防災設備について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることによって、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態に資することを目的とする。

イ 「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じた保守を実施すること。

ウ 作業に従事する者は、法令で作業資格が定められている場合、当該資格を有する者が行うこと。

(2) 点検

点検の基準、結果報告は、次に定めるところによるほか、法令及びこれに基づく告示等を遵守すること。

ア 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年消防庁告示第9号）

イ 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）

ウ 「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日消防予第172号）

エ 「消防用設備等の点検に係る運用について」（平成14年6月11日消防予第173号）

以上のほか、自家発電設備にかかる負荷運転試験を実施すること。

5 資格要件

業務に従事する者は、消防設備士第1類から7類まで、又は、消防設備点検資格者第1種及び第2種の資格を持ち、保守点検に必要な知識・技能を有する者であること。

自家発電設備の点検に当たる者は、それに必要な知識・技能を有する者、誘導灯及び誘導標識の点検に当たっては、消防設備士（甲種又は乙種第4類、又は乙種第7類）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者が行うこと。

6 業務実施時期

点検時期は消防法に基づき年2回とし、下記の時期に実施することを基本とする。ただし、実施日時については委託者と協議して決定する。

- ・第1回（定期点検及び総合点検） … 9月
- ・第2回（定期点検） … 3月上旬

7 業務実施における一般事項

(1) 保守の範囲

- ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃を実施すること
- イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合は調整すること
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合は、増締めすること
- エ 接触部分、回転部分等への注油

(2) 受託者の負担の範囲

- ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等は、業務に支障がないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
- イ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- ウ 保守に必要な消耗部材、材料、油脂等は、受託者の負担とする。

8 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務に従事する者の名簿（以下「業務従事者名簿」という。）、業務計画書及び上記5の資格を有する者の証明書等の写しを提出すること。
- (2) 業務従事者名簿には、業務従事者が保有している上記5に該当する資格を記載すること。
- (3) 業務完了後、速やかに完了届を提出すること。

9 結果報告

受託者は、委託者へ結果報告書等（自家発電設備負荷試験にかかる報告書を含む）を提出するとともに、速やかに管轄消防署長あてに報告すること。

10 注意事項

火報信号により、灯油配管に設置されている緊急遮断弁装置（3か所）が作動（全閉）することから、点検時には、緊急遮断装置が作動していないかを確認し、作動している場合には、復旧させること。

11 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、点検日程等を委託者と事前に協議し、各施設の

業務に支障をきたさないよう十分に注意すること。

- (2) 庁舎内外の作業で、職員の業務あるいは関係者に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合は、事前に委託者に連絡し、委託者の指示する時間帯で行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。